

## 第8章 環境の保全及び創造の見地からの意見と事業者見解

### 8.1 方法書についての意見と事業者見解

#### 8.1.1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づく、2025年日本国際博覧会環境影響評価方法書に対する住民からの意見の概要とこれに対する事業者の見解は、表8.1.1(1)～(27)に示すとおりである。

表 8.1.1(1) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
開催場所の選定の経緯等	<p>○ 夢洲を事業地に決定した経緯と理由を説明すること。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7か所の候補地を比較検討したデータの明示（地域社会への影響、交通アクセスの確保、大気汚染、候補地の順位付け）</li> <li>・夢洲は上水道、下水道が未整備であることを踏まえること。</li> <li>・どのようにしてSDGs達成の貢献につなげるのか。パートナーシップ、市民参加プロセス、議会の関与等、決定までのプロセスの明示。</li> <li>・夢洲は、「大阪府レッドリスト2014」で生物多様性ホットスポットのAランクに指定されていること。</li> <li>・鳥たちの環境を奪ってしまうこと。</li> <li>・産業廃棄物処分地特有のリスク。</li> <li>・泥地の夢洲にこだわる理由。</li> <li>・埋立地でなく既存の陸上の複数の公園での検討、または、中止のケースも含めた評価検討。</li> </ul> <p>○ 万博会場予定地を見直しすべき。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夢洲の土壌、地質に対する懸念、不安に言及がない。</li> <li>・万博会場予定の埋立地は焼却灰などの処理地として今後も利用するべきもの。</li> <li>・湾岸部の大気汚染を悪化させる。</li> <li>・未利用の既存の陸上の複数の公園での検討。</li> <li>・現在の万博予定エリアには貴重な生きものたちの一時避難場所としてそのままの湿地を確保し、すでに埋め立てが済んでいるIRカジノ計画地での万博開催を求める。</li> <li>・生物多様性ホットスポットAランクに指定されている、夢洲、近くの野鳥園は、国際博覧会、IRカジノ誘致開発により、多大な影響をうけます。貴重なスポットとして今後も育成してください。</li> <li>・チュウヒも越冬期に夢洲にも餌取りに入っています。この他に記録されている猛禽類ではミサゴ、トビ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハイイロチュウヒ、ハヤブサ、コチョウゲンボウ、など。</li> <li>・「2019年度春期シギ・チドリ類、各サイトにおける最大渡来数(個体数)と種数」によると、大阪北港南地区(夢洲の名称です)シギ・チドリ出現数が35種で全国第1位であるが、咲洲エリアにリザーブ用地が残っている。</li> <li>・持続可能であり、いのちの輝く未来社会が実現されるためには、会場地の見直しをつよく求めます。多大な巨費をかけるのではなく、いま一番、求められている大阪湾、夢洲の自然環境の保全を第一とすべき。</li> </ul>	<p>・開催場所を含む万博の基本構想については、準備書第1章に記載しているとおり、「2025年万博基本構想検討会議」や「2025年国際博覧会検討会」での検討を踏まえ、パブリックコメントを実施したうえで報告書が取りまとめられ、閣議了解を経て決定しています。</p> <p>なお、「2025年万博基本構想検討会議」の議事等は下記ホームページに掲載されています。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kokusaihakurankai/banpakukihonkaigi.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kokusaihakurankai/banpakukihonkaigi.html</a> また、「2025年国際博覧会検討会」の議事等は下記ホームページに掲載されています。 <a href="https://www.meti.go.jp/committee/kenyukai/mono_info_service.html">https://www.meti.go.jp/committee/kenyukai/mono_info_service.html</a></p> <p>2025年日本国際博覧会は『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとし、万博会場を新たな技術やシステムを実証する「未来社会の実験場」と位置づけており、弊協会としてはこれらの理念を達成できるよう邁進していきます。</p>

表 8.1.1(2) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		住民からの意見	事業者の見解
開催場所の選定の経緯等	○ 万博事業は中止すべき。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。 ・地球環境悪化及び自国の社会環境悪化に貢献するような「国際博覧会」は即刻中止すべき。	(見解は前頁)	
開催期間	・万博を夢洲でやるなら、台風と灼熱の夏を避けてください。	・開催期間については、開催期間には国内外の祝日が含まれ、多くの来場者を見込めることや、参加者、来場者が、日本の美しい自然と多彩な文化イベントを楽しむことができる等といった理由で決定されています。	
会場計画	・夢洲の地形・地質・地盤、さらに埋め立て状況などを勘案して策定されたのか。とりわけ夢洲のゾーニング、舞洲駐車場及び出入経路について、策定の経緯を具体的に示すべき。	・会場ゾーニングについては、大阪市の廃棄物処分場の区域をグリーンワールドに、浚渫土砂処分場の水面の区域をウォーターワールドに、それ以外をパビリオンワールドに設定しています。	
	・ウォーターワールドの対象地は軟弱地盤の上でできたいわば塩混じりの水たまりであって、到底来場者が触れて好ましい水とは考えられない。どういう仕組みで安全に触れることができる水を提供するのか。	・(仮称) 舞洲駐車場予定地については、現況が裸地、草地または舗装地の箇所を候補に設置する計画です。また、(仮称) 舞洲駐車場予定地を利用する来場者の走行経路については、交通集中を回避するため ICT 等の技術活用により利用者にインセンティブを付与する等の方法を検討し、湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで高速道路を走行し此花大橋を経由する経路を基本としています。	
	・「来場者が水に触れることができる広場の設置」は、廃棄物処分場の上で実施される計画であることを踏まえて慎重な表現に修正すること。なお、安全な水を確保するために、元の生態系を壊して人造池にすることはあってはならない。	・ウォーターワールドの水面については、今後、利用方針を定めていきますが、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮していきます。	
	・壱岐市立一支国博物館は、博物館全体がヒートされる事を抑えている。熱を蓄積しない。各パビリオンもコンペの時の一つの課題として設計され実施されるのが望ましい。植樹もそれと一体となった植樹であって欲しい。	・ウォーターワールドを整備予定の夢洲内の水面において、動物の調査、予測、評価を実施しました。必要に応じて環境保全対策を検討し、準備書第 5 章に記載しました。	
	・建築物などに、化学物質過敏症への対策をいれてください。	・パビリオン（建築物）の設計等に当たっては、環境配慮事項を示すガイドラインを作成し、協会が建設するものについては積極的に環境配慮を行うとともに、参加者が建設するものについても環境配慮を促します。	
	・会期終了後に敷地から撤去される予定であるとするならば、そのような一時的な建築と持続可能性との間の一致をどのようにしているのか。	・建築物の部材については、認証や認定を受けたリサイクル部材や、リユース・リサイクル可能な部材を活用する等、徹底した 3R (Reduce, Reuse, Recycle) に努めます。	
	・太陽、風、地熱などで発電する自然エネルギーを電力の万国博覧会にしたい。自然エネルギーの力を未来に示す万国博覧会にすべき。	・可能な範囲で自然エネルギー（再生可能エネルギー）で発電した電力の利活用を検討します。また、本万博で発信していくべき未来社会における環境エネルギーの姿や実証・実装を進めていくべき技術について「未来社会における環境エネルギー検討委員会」を設置し、脱炭素社会の実現に資する様々な技術についても検討を行っており、2021 年 6 月に本検討委員会の中間取りまとめとして「EXPO 2025 グリーンビジョン」を公表しています。	

表 8.1.1(3) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		住民からの意見	事業者の見解
雨水排水計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>「雨水排水は雨水配管等により集水し、海域放流を行う予定である。」としているが、雨水についてはまず屋根などを用いて集水し各種用途に利用した後に、汚水は下水道に、清水は海域放流とするべき。何の利用もせずただ放流するのは無駄である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水の有効利用は、会場内の散水や灌水に利用する等、今後検討していきます。</li> </ul>	
緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場内の緑化の目標をあらかじめ設定しておき、それに向かって緑化を計画すべき。</li> <li>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</li> <li>・その際、最低限、工場立地法に基づく緑地面積の割合を下回らないこと。</li> <li>・自然再生されている塩性湿地などの特性を生かした緑化を目指すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の整備方針は、会場計画の検討を進める中で暑さ対策等も踏まえて、今後検討していきます。</li> </ul>	
工事工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事日程は、この環境アセスの日程との整合性は取れているのか。</li> <li>・事業計画を年次、月ごとに具体的に明示してください。（工事中、供用時、撤去時において、同時期に行われる他の工事との相互影響を検討するため。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価手続き完了後に工事着工する工程としており、整合性は取れています。工事工程については、準備書第1章に記載しました。</li> </ul>	
工事関連車両ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>「可能な限り阪神高速道路を利用」としていることに関して、地図上に、①大型車混入率が5割を超える地点（表2.1.7(2)）、②PM2.5が環境基準を超えている地点（表2.2.1）、③騒音が環境基準を超えている地点（表2.2.7）をプロットし、ルートとの位置関係を明確にすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地周辺の自動車類交通量については、準備書第2章に記載しました。予測、評価にあたってはこれらの現況及び事業計画を踏まえて実施しました。</li> </ul>	
SDGsについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するのであれば、SDGsのどの項目についてどのような貢献をするのかの具体的な案を出すべき。開催中は当然として、万博前および万博後・跡地利用に関しても、どのようにしてSDGs達成に貢献するのか、明示してください。</li> <li>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</li> <li>・夢洲を会場とすることで「2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成（ターゲット12.2）」と矛盾しないか、説明すべき。</li> <li>・SDGsによる評価指標を以下のように設定し、万博開催前、期間中、閉会后、3年後、5年後（2030年）において、各指標の到達状況を確認できるようにすることを提案します。</li> <li>1. 自然環境</li> <li>①気候変動対策（目標13） <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西エリアの温暖化ガス排出量・温暖化関連現象</li> </ul> </li> <li>②海の豊かさ（目標14） <ul style="list-style-type: none"> <li>・海産資源量・水辺の生物の生息面積（干潟と湿地の合計）</li> </ul> </li> <li>③陸の豊かさ（目標15） <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積とそこでの希少な植物・昆虫類・両生類の生息可能面積の総和</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本万博が開催される2025年は、国連が設定するSDGsの目標年である2030年の5年前であり、SDGs達成に向けた世界各国による取組の中間地点と位置づけて進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となると考えています。</li> <li>同時に、本万博においては、2030年のSDGs達成にとどまらず、+beyond（2030年より先）に向けた目標が示されることも期待されます。パビリオン展示にとどまらず、SDGs+beyondに向けた取組について世界各国の有識者や来場者等が議論を行う場を設け、その成果を取りまとめた上で、世界に発信していきます。</li> </ul>	

表 8.1.1(4) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
SDGs について	<p>2. 社会環境</p> <p>① 飢餓をなくす (目標 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西のフェアトレード商品の売上高・フードロスの量・関西の食料自給率</li> </ul> <p>② 健康と福祉 (目標 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人を含む社会的弱者の数・支援体制の充足状況</li> </ul> <p>③ 教育 (目標 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ESD (持続可能な開発のための教育) の進捗状況</li> </ul> <p>④ ジェンダー (目標 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業の女性の正規雇用者の割合・民間企業の有給育児休暇の日数</li> <li>・ 障がい者の正規雇用の割合・女性管理職の割合</li> </ul> <p>⑤ 水・衛生 (目標 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪湾に流れ込む河川の水質と汚染物質の量</li> </ul> <p>⑥ 不平等をなくす (目標 10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性、外国人、同和、疾病、LGBT、ホームレス、刑務所出所者に対する差別の相談件数</li> </ul> <p>⑦ 持続可能な都市 (目標 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西エリアの大気汚染濃度の推移・交通事故者数</li> </ul> <p>⑧ 平和と公正 (目標 16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉司の数・環境影響評価図書等の情報公開の実施件数</li> </ul> <p>⑨ パートナーシップ (目標 17)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業省の途上国支援プログラム予算額・大阪府の途上国支援プログラム予算額・途上国支援プログラム事後評価値</li> </ul> <p>3. 経済環境</p> <p>① 貧困 (目標 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金無受給者の数・小学校給食費未納者の数・外国人の生活保護受給世帯数・ホームレス支援の予算</li> </ul> <p>② エネルギー (目標 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費電力のうち再生可能エネルギーの割合</li> </ul> <p>③ 働きがい・経済成長 (目標 8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西地域での ESG 投資額</li> </ul> <p>④ 産業・技術革新 (目標 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化関連の研究開発従事者数と研究費</li> </ul> <p>⑤ リサイクル (目標 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フードロスの量・エコリーフ環境ラベル取得製品数・環境ラベル (EPD) 取得件数</li> </ul>	(見解は前頁)

表 8.1.1(5) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
愛知博の継承・先進的アセスの実施	<p>○ 国際博覧会の名にふさわしい自主アセスメントの実施、愛・地球博、ミラノ万博における環境アセスメントの継承、持続可能な開発目標に根差した環境アセスメントの実施</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知万博における通産省審議官通知の精神を生かして欲しい。</li> <li>・愛知万博アセスの成果といえる「博覧会理念の実現に資するアセス」「会場計画と連動したアセス」をめざし、とくに「長期的な地域整備事業のアセスとの連携を図る」</li> <li>・広域的で大きな開発である万博の様な事業については、一般の開発事業よりも先進的な発想をもって、将来に対する責任ある展望を示すべき。このため「未来社会の実験場」としての市民アセスメントを市民共同でやるべき。</li> <li>・大阪湾の人工島・夢洲という開催予定地にふさわしい環境アセスが求められる。</li> <li>・事業の与える環境影響、社会的影響、経済影響のコントロールとモニタリング。事業実施エリアだけでなく、事業の影響が及ぶ地域全体への評価。事業後の解体、跡地利用における評価</li> <li>・万博後の夢洲に豊かな自然の現代的意義を認め未来的価値を保持し継承していくべき。夢洲の自然回復ポテンシャルを認め、大阪市内の都市環境にとって夢洲に自然生態系を残すことが風水害対策・気温・空気清浄機能などどれだけメリットをもたらすか、検証してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の環境影響評価にあたっては、愛・地球博の際に「2005年日本国際博覧会環境影響評価要領」を定めた通商産業省審議官通達や他事例等を参考に、大阪市環境影響評価条例に基づき実施し、その結果を記載しました。</li> </ul>
IR等夢洲開発事業との複合影響等について	<p>○ 万博予定地だけでなく、夢洲全体の地域整備事業における環境影響評価と連携を図り広域での環境アセスメントを行うべき。</p> <p>※複数の意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・万博事業と IR 事業の一体性から派生する諸問題について検討されること。(両施設の土地造成は一体的で連続的に実施されている。夢洲まちづくり基本方針(案)によれば、IR 施設の整備は 2020 年度後半開始、万博会場は 2023 年度からの建設予定であり、多くの点で関連性が深い。「都市インフラ」についても、大阪市の計画は IR をにらんで「恒久的」なものとして想定されており、万博はその一部にすぎない。大阪府市の夢洲開発への財政投入も「万博」施設単独を想定していない。万博の施設建設の時期には、すぐ隣の地で「IR」施設の建設が進行していることになり、IR 施設の方が建築物の規模が大きく、高層建物であって、粉じん・騒音・建設資材搬入車の交通量など環境への影響の全般について、相互に加重となり相乗リスクも大きいと考えられる。)</li> <li>・隣接する夢洲 3 区の IR 関連施設予定地も同時並行で開発されるとの大阪市の具体計画があり。</li> <li>・環境アセスメントは、物流拠点並びに IR カジノ開発を含む複合影響を検証、評価することを望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢洲において同時期に計画されている周辺プロジェクトとの複合的な影響を試算して、準備書第 5 章に記載しました。</li> </ul>

表 8.1.1(6) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・予測・評価に際しては、環境影響評価法における「基本的事項」を踏まえて、以下の4点については特に重視して実施すること。</li> <li>①地域及び事業の特性に応じた重点化を図り（スコーピング）、市民の関心に応える内容とすること。とりわけ、生物多様性の確保、大気質、防災については関心が高いので、市の技術指針を踏まえつつも、より丁寧な説明を可能とする調査・予測・評価を行うこと。</li> <li>②科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度およびそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理すること。たとえば、生物分野では、予測において調査で把握しきれなかった生物が存在することなど、調査の不十分性を考慮し、その程度およびそれに伴う影響の重大性を検討すべきである。大気質については、交通量が計画の想定を大きく上回るケース、コンテナヤードの需要が増大するケース、IRの工事が万博期間中に重複するケースなど、どのような影響の程度と範囲の幅があり、事前配慮が必要かを整理すること。</li> <li>③他の選定項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討が行われるよう留意すること。たとえば、工事や開催期間中の花火や照明が生き物に与える影響、工事に伴う水質の変化が鳥類の餌となる底生生物に与える影響などである。</li> <li>④環境影響の回避を最優先として、IRの実施時期の変更による生物多様性の確保など、柔軟な対応を大阪府・市との協議により検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の環境影響評価にあたっては、大阪市環境影響評価条例に基づき実施しました。環境影響評価法における「基本的事項」等も参考にし、大阪府、大阪府とも協議して予測評価し、その結果を準備書第5章に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・予測・評価・事後調査において、情報公開と市民参加を促進し、幅広い市民および市民団体と連携し、協働する手法を提示し、確実に実施すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書作成にあたっては、既存資料調査は、データの科学的妥当性の観点から、国または地方公共団体による報告書や有識者による確認を経た報告書等を基本としました。市民団体等が公表している資料については、可能な限り現地調査実施前にその内容を確認し、調査にあたって注意すべき種の見当をつける等、参考資料として使用しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画が抽象的で具体的な事業計画が記述されていない。廃棄物処分場の埋め立て事業やIR建設事業などが錯綜しているからだと推測します。科学的な環境影響の予測をするためにも各々の事業の伸長を想定して、環境影響予測を複数案策定してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な事業計画については、準備書第1章に記載しました。</li> <li>・夢洲において同時期に計画されている周辺プロジェクトとの複合的な影響を試算して、準備書第5章に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「夢洲まちづくり構想」では、夢洲において新たな国際観光拠点の形成をめざし、短期～長期的な視点でのまちの将来像を見すえたゾーニング、土地利用を行うとしている。本事業は、このうちの『観光・産業ゾーン』および、『グリーンテラスゾーン』の一部で開催するものである」と、表下にわずかに記述しています。このような全体の環境影響評価にも大きな影響となる内容を、なぜ冒頭に記さないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「夢洲まちづくり構想」及び2019年12月に策定された「夢洲まちづくり基本方針」の概要については、準備書第1章に記載しました。</li> </ul>

表 8.1.1(7) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>今の段階でクリーンな自動車は電気自動車以外にはないだろう。すでに出回っている電気自動車を更に進化させたものを見せて欲しい。世界中の人が願っているのがバッテリーの軽量化、新次元で電気を発生する装置、パワーの強力化や、長寿命化、チャージ時間の短縮など、日本が世界に誇る技術を日本はもとより海外の人に見せて欲しい。</li> <li>画期的な持続可能性を求めているのなら、再生可能エネルギーを使用した乗り物に限定するような思い切った措置が必要ではないか、この案で描かれるレベルのことでは、従来と同じ再生不能なガソリンや軽油が多量に消費されるだけではないかと思われる。</li> <li>正確な影響予測と評価をするために、その前提となる発生源情報を調査し公開すべき。(1区から排出される処理水の2区への土壌汚染等の影響や万博工事に伴って新たに排出されるごみの量・処理方法、博覧会終了後の撤収ごみ量、最終埋立て方法・量など。)</li> <li>予測も含め、最大限の情報を提供してアセスをやり直すべき。その場合、出展事業者等が判明した後では遅く、むしろ、抑止のための対策をアセスに組み込むべき。</li> <li>夢洲は大阪において最大の物流港湾であり、もちろん夢洲だけで交通や物流が成り立っているのではなく、万博期間中影響を受けること必至な大阪市全体への交通や物流、それによって派生する公害や混雑問題への視点が全く考えられていないことが問題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本万博では「未来社会の実験場」をコンセプトとしており、会場内外での実証実験を通じてイノベーション・技術革新の推進を図っています。環境・エネルギーや移動・モビリティ分野についても、脱炭素社会の実現に資する様々な技術の実証・実装事業を実施して参ります。核となる技術等の候補及び目指すべき方向性について記載した「EXPO 2025 グリーンビジョン」を2021年6月に公表しています。</li> <li>方法書では調査、予測、評価の手法等を示しています。選定した環境影響評価項目について、事業計画に基づく発生源の情報等を整理した上で、調査、予測、評価を実施し、環境保全対策とともに準備書第5章及び第6章に記載しました。</li> <li>大気汚染、騒音、振動等、関連車両に伴う影響の調査地点については、車両台数が集中し影響が予想される此花区、住之江区、港区を設定しました。なお、大阪市によって道路の拡幅等の対策が実施される計画です。</li> <li>(仮称)舞洲駐車場予定地においては、事前予約制の導入を行うことで、来場時間の平準化を行い車両のピーク時間帯への集中の回避に努めます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書の規定対象が開発や建設においてのみになっており、万博が標榜するSDGsにおいて求められている開催時、後までも含めた環境影響評価とはなっていないことが問題。環境アセスメントの新しい環境影響評価項目の選定と調査・予測手法を明確化すること。</li> <li>愛知万博アセスの基本方針に「長期的な地域整備事業の環境影響評価との連携を図る」とあるが、これは大阪万博アセスでも忘れてはならない方針だ。この点にも関わり、万博会場の跡地利用に触れられていないのは問題である。愛知万博では跡地利用が「住宅開発」であることに對し、BIEが激怒して会場変更につながった。大阪万博ではIRという名のカジノが、跡地にも拡張されると言われ、万博アセスでも注視しなくてはならない。</li> <li>万博の跡地利用について明らかにしてください。</li> <li>万博終了後の開発・整備にも関連し、その後の自然環境をどの様に整備し続けるかについて明確にすべき。</li> <li>会場について、「一部建物はレガシーとして現地で再利用する」計画が具体化した際にはフォローアップを行うこと。</li> <li>(仮称)舞洲駐車場について、「会期終了後には舗装及び施設等の撤去工事を行う」際の周辺への騒音等の影響と、行わずに再利用することがある場合など、計画の熟度に合わせたフォローアップを行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測、評価にあたっては開催期間及び建設、解体工事期間における必要な項目について実施し、その結果を準備書第5章に記載しました。また、事後調査の方針を準備書第7章に記載しました。</li> <li>万博終了後の夢洲は、大阪府、大阪市、経済界により策定された「夢洲まちづくり基本方針」をもとに今後、開発される予定です。</li> <li>「夢洲まちづくり基本方針」によれば、夢洲での国際観光拠点の形成を具体化するにあたって、観光施設及び物流施設のそれぞれが最大限に機能を発揮できるようまちづくりを進めるとともに、まちづくりの進展に応じて、地元自治体等を始めとする関係機関の連携が必要であると記載されています。</li> <li>現在の事業計画を基に調査、予測、評価を行いました。</li> <li>本事業の実施にあたっては、事後調査を行うことを計画しており、事後調査の方針を準備書第7章に記載しました。</li> </ul>

表 8.1.1(8) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 舞洲駐車場及び出入口経路を整備する際、「現況が裸地、草地」の箇所を候補にする場合は、ヒートアイランドに対する影響を評価する上での前提条件となるため、そのことが明らかになった時点でフォローアップを行うこと。</li> <li>・会場エリアを含む夢洲全体の気象及び温度、湿度、体感温度等、人体に与える影響の予測・評価を実施すべき。</li> <li>・会場へは、徒歩、自転車、車いすでも、ゆけるのでしょうか。そうであれば安全対策も必要です。地下鉄の延伸、自動車等でなければ、入場できないならば、会場選択として問題があります。非常な渋滞、騒音、大気汚染なども予想される。</li> <li>・夢洲 1 区を一般客が入れる駐車場や遊休地として活用することは、廃棄物処理法の原則から言っても危険で許されません。廃棄物という汚染物質の塊りを投棄した場所を会場にするならば、それ相当の汚染実態調査・汚染物除去が必要だと思います。</li> <li>・開催時間は、午前 9 時から午後 10 時までと（予定）されていますが、会場で就労する労働者は、深夜 10 時をまわって帰ることになります。深夜 10 時までには家に帰って休めることは必要と感じます。暮らしている生きものにとっても大きな迷惑です。</li> <li>・国策においては、多くの民意は無視され、住民の分断、自然破壊が行われている。住民、動植物が暮らしていることを大切にしています。大阪博覧会は内外の人々と、つながり、大切にできるものにしてほしい。</li> <li>・大型施設（カジノなど）よりも自然環境を残してほしいです。最大限環境に配慮してください。環境に悪影響ならば、万博開催の中止をお願いします。</li> <li>・愛知万博は循環型社会を目指すというメッセージが大きく発信されたと思う。このテーマは引き続き 2025 年の博覧会でも継続されることを望みます。愛知が自然環境の保全なら大阪は自然環境の創出という事を試みてはいかががでしょうか。</li> <li>・計画中、開催中、開催後も調査等の結果は、記録保存し、今後の教訓とできるようにしてください。</li> <li>・方法書は、誰にもわかりやすく、西暦表記、西暦併記にしてください。</li> </ul>	<p>(見解は前頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業においては、局地的な風向風速に影響を与えるような大規模な建築物の計画がないことから気象の影響評価は実施しませんが、風向風速、全天日射量及び放射収支量の現地観測を実施して大気質の予測評価を行い、準備書第 5 章に記載しました。なお、万博の開催にあたっては、暑さ対策についても検討し、来場者の安全、健康に配慮します。</li> <li>・交通計画を踏まえて施設関連車両の騒音、大気質の予測、評価を実施し、準備書第 5 章に記載しました。また、環境の保全及び創造のための措置を準備書第 6 章に記載しました。</li> <li>・関係機関と連携し、地域のニーズや周辺状況に応じて、自転車駐輪場の整備等を図り、自転車の活用推進に努めます。</li> <li>・夢洲 1 区を含む会場については、大阪市により廃棄物処理法に定める最終処分場の維持管理基準を満たすよう 50cm 以上の覆土が行われた後に、引き渡される予定です。会場整備では、50cm 以上の覆土を維持します。</li> <li>・事業計画及び現地調査結果も踏まえ、照明や騒音等に関する対策を検討し、準備書第 5 章に記載しました。</li> <li>・大阪・関西万博では『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとし、人間一人一人が、自ら望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続的な社会を国際社会が共創していくことを推し進めます。</li> <li>・大阪市環境影響評価条例に基づき、調査、予測、評価を踏まえて、環境への配慮を検討し、準備書第 5 章及び第 6 章に記載しました。</li> <li>・大阪・関西万博では『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとし、人間一人一人が、自ら望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続的な社会を国際社会が共創していくことを推し進めます。</li> <li>・本環境影響評価における現地調査結果は準備書第 5 章に記載しました。事後調査の結果についても環境影響評価手続きに基づいて公開します。</li> <li>・既存資料については出典元の表記を使用しています。その他部分については、わかりやすい表記を心がけます。</li> </ul>

表 8.1.1(9) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

2. 地域の概況	
住民からの意見	事業者の見解
<p>・P17 2.1.2 産業 表 2.1.3 産業分類別事業所及び従事者数の漁業が一となっている。此花区に 1 組合（組合員 48 名）、住之江区に 1 組合が既存し、大阪湾、淀川、大和川で漁業を営んでいる。なぜ一となっているのか。</p>	<p>・既存資料調査については国または地方公共団体の資料を基に作成しています。表 2.1.3 産業分類別事業所及び従業者数は「令和 2 年度 大阪府統計年鑑」を基に作成しています。この資料によると大阪市は漁業が「一」となっています。なお、表 2.1.3 の注に次の記載を追加しました。「漁業は、事業所数及び従業員数ともに「一」であるが、2つの漁業協同組合において大阪府から許可を受けて漁業を営んでいる。」</p>
<p>・事業計画地周辺の自動車類 交通量（平成 27=2015 年度）を示され、出典：（平成 29=2017 年 6 月 15 日更新大阪府）とありますが、方法書を提案された 2019 年最新の観測結果はないのでしょうか。事業計画地周辺の観測のみで判断するのは不十分です。</p>	<p>・既存資料調査については国または地方公共団体の資料を基に作成しています。本準備書に記載した道路交通センサスのデータが公開されている最新のデータとなります。</p>
<p>・臨海部では船舶からの排気ガスが大気環境に与える影響が大きいことから、夢洲とその周辺のコンテナヤードに入港する船舶隻数及び総トン数を記載すること。</p> <p>・23 ページの交通の中に、コンテナ船の入港状況などを具体的に記載する必要がある。</p>	<p>・既存資料調査については国または地方公共団体の資料を基に作成しています。図 2.1.3 入港船舶隻数及び総トン数の推移（大阪港）（「港湾統計（年報）」）については、コンテナ船を含んだ隻数及びトン数となっています。</p>
<p>・図 2.1.3 「港湾統計」で、2015 年時点での入港船舶数に大きな変化があるのはなぜでしょうか。</p>	<p>・弊協会では把握していません。</p>
<p>・P31 2.1.5 水域 (1) 水域利用の状況について、漁港区域はなく、漁業権は設定されていないが、大阪府の許可漁業により漁業を営んでいる。年にはよるが、新島周辺海域では、機船船びき網漁業によるいわしらす、いかなご漁業、淀川河口域ではさより漁、袋付建網（小型定置）、囲刺網ではアジ、スズキ、チヌ、イワシなど漁獲している。</p>	<p>・既存資料調査については国または地方公共団体の資料を基に作成しています。なお、2.1.5 水域 1. 水域利用の状況に、海面漁業生産統計調査（農林水産省ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）によると、大阪市における平成 30 年の漁獲量は 210t であることを記載しました。また、表 2.1.3 産業分類別事業所及び従業者数の注に次の記載を追加しました。「漁業は、事業所数及び従業員数ともに「一」であるが、2つの漁業協同組合において大阪府から許可を受けて漁業を営んでいる。」</p>
<p>・大気質、二酸化窒素など、すべて「事業計画地から最も近い」ところでの状況、調査結果です。近隣区においても「調査をおこなっていない」との記述もあります。調査範囲にどのような基準をもっているのか。</p>	<p>・調査範囲は、環境影響評価の実施を予定している此花区、港区、住之江区を基本としていますが、必要に応じて会場予定地に近い常時監視測定局のデータや、大阪市内全体の環境基準達成状況等も併せて記載しています。</p>
<p>・廃棄物埋立処分場、夢洲の廃棄物はどのようなものか。また、夢洲は廃棄物埋立処分場として、一般の環境基準は適用されていない点について、触れられていません。</p>	<p>・夢洲 1 区は最終処分場であり、廃棄物処分場として、一般廃棄物及び産業廃棄物（広域処理廃棄物焼却灰含む）が埋め立てられています。また、夢洲 2 区、3 区については、浚渫土砂及び陸上発生残土により埋め立てられています。</p> <p>・なお、浚渫土砂は大阪湾や市内河川由来であり、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の受け入れ基準を順守した土砂となっています。</p>
<p>・夢洲 1 区に東日本大震災で出た東北地方の産業廃棄物（可燃・不燃物）が埋設されている事実を明記してください。</p>	<p>・東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理の状況については大阪府、大阪市により公表されています。その概要を準備書第 2 章に記載しました。</p>

表 8.1.1(10) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

2. 地域の概況	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>希少種の生息で、大阪府レッドリストに記載されている天然記念物のスナメリを明記する必要があります。2015年9月に須磨海浜水族館と朝日新聞の共同調査で、大阪湾の関西空港周辺で最大20頭以上の群れや、体長1メートルの子どもが確認されています。また、海遊館でもスナメリ調査の活動をしています。同様に、シギ・チドリ類を明記してください。環境省は、渡り鳥のコアサイトとして夢洲のシギ・チドリを重視しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スナメリについては、本事業は海域を埋立てる事業ではないこと、方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となったため、海域の水質への影響は限定的であると考えられ、本事業でのスナメリ独自の調査を実施しませんでした。また、海域動植物や水質の現地調査実施時に周辺海域を観察しましたが、スナメリは確認されませんでした。</li> <li>シギ、チドリ類を含む鳥類については、既存文献等を踏まえ現地調査を実施し、その結果を準備書第5章に記載しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで確認できている、夢洲に暮らす動物、植物、水生生物についても記載してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査及び現地調査の結果を準備書第5章に記載しました。</li> <li>市民団体等が公表している資料については、可能な限り現地調査実施前にその内容を確認し、調査にあたって注意すべき種の見当をつけるために使用する等、参考資料として使用しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(平成27年10月2日公布・施行)は、瀬戸内海の現状に鑑み、瀬戸内海を豊かな海とするため、その環境の保全上有効な施策を一層推進するために、「瀬戸内海の環境の保全」について、水質が良好な状態で保全されるとともに、生物の多様性及び生産性が確保されるなど、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする考え方を明確にし、具体的施策の追加等の措置を講ずることとされた。このことについて言及すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となりました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>夢洲が大阪湾の人工島であることから、65ページ以降の環境保全関係法令等に「瀬戸内海環境保全特別措置法」も加えて、関係する環境保全措置などを明記すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸内海環境保全特別措置法については、準備書第2章 2.5.2 環境保全関係法令等 3. 水質汚濁に係る規制に明記しました。</li> <li>方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となりました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済・生活環境・自然環境・社会的文化的環境について、それぞれ総花的にまとめられている。既存の文献や資料による精査を求めたい。</li> <li>会場予定地の夢洲では現在、大阪湾の「一大コンテナターミナル」が稼働している。大阪府市によって、「夢洲まちづくり基本方針」も策定されている。稼働中のコンテナターミナルと「夢洲まちづくり基本方針」、IRを中心とした国際観光拠点についても、その概況を記載すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「夢洲まちづくり構想」及び2019年12月に策定された「夢洲まちづくり基本方針」の概要については、準備書第2章に記載しました。</li> </ul>

表 8.1.1(11) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

3. 事業計画に反映した環境配慮の内容		
	住民からの意見	事業者の見解
【1 周辺との調和】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺土地利用との調和で、同時期に行われる工事を明記してください。環境への影響を回避低減するためにも、同時期に行われる埋め立て事業、IR 建設事業などで生じる環境影響との相乗作用を具体的に検討してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢洲において同時期に計画されている周辺プロジェクトとの複合的な影響を試算して、準備書第 5 章に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちの将来像を見据えたゾーニング・土地利用を行う」上で、I R 計画を後年にして、埋立が完了していない区画を生物多様性確保の観点から回避することを含めた評価を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IR については、大阪府、大阪市により検討が行われている事業であり、計画の変更を検討する立場ではありません。陸域動植物及び生態系の環境影響評価の結果は準備書第 5 章、環境の保全及び創造のための措置の内容は第 6 章に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市生物多様性戦略」とも整合を図るべき。【基本戦略 B】自然空間の保全・創造、方針 I 生物多様性の保全【具体的施策 No. 15】生物多様性ホットスポットを保全しようとして、ホットスポットとして、野鳥園臨港緑地（もと南港野鳥園）、夢洲と明記されているので、これに沿ったものとすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢洲は南港野鳥園とともに生物多様性ホットスポットに指定されていることから、陸域動植物及び生態系の環境影響評価の結果は準備書第 5 章、環境の保全及び創造のための措置の内容は第 6 章に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「低炭素社会の構築」の中で、来訪車についてはその多数の集積が予想されるのだから、CO2 排出量の軽減についてしっかり検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車による来場者については、原則、パークアンドライドとし周辺交通量の増加を極力抑えます。また、(仮称) 舞洲駐車場予定地を利用する来場者の車両の走行については、ICT 等の技術活用により高速道路利用を誘導すること等を検討し、CO<sub>2</sub> 排出量削減に努めていきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の改変や樹林の伐採を行わないとあるが、貴重な生態系(干潟・河川汽水域と代替裸地・草地)の改変等に該当するのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場予定地は、大阪市により埋立工事が行われており、大阪市から更地として引き渡される予定であり、本事業による樹木等の伐採はありません。</li> <li>・(仮称) 舞洲駐車場予定地は、主に裸地、草地または舗装地ですが、樹林の伐採等を行う場合には必要最小限の規模とする計画です。</li> </ul>
【2 循環】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水循環については緑地の整備や可能な限りの緑化を図る等、保水機能に配慮した土地利用に努めるとあるが、貴重な生物(水鳥: コアジサシ、シロチドリ等、猛禽類: チュウヒ、ハイイロチュウヒ等、干潟生物: ウスコミミガイ、ウチワゴカイ、フジテガニ等)に配慮した水循環を検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、会場整備計画の具体化に際しては、陸域動植物及び生態系の現地調査結果等を踏まえ、緑地や水面確保等、生態系に配慮した会場整備の検討を行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の利用については是非実施して頂きたい。3-1 に書かれている散水も雨水で行う事を提案したい。それと一部を浄化して飲用水としても使えるようにする。この雨水はオゾンなどの高度な水処理を使わなくても十分に飲用にできるはずだ。更に言えば「人工島の美味し水」として売り出すか来場者に無償提供しても良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の有効利用は、会場内の散水や灌水に利用する等、今後検討していきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。」は、8 ページの「会場計画」の雨水排水とマッチしていないのではないかと。</li> </ul>	
【4-1 地象、水象】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物は「比較的簡易な仮設的構造とする」(7 ページ)とあることから、簡易構造で軽量の場合は風害の影響を受けやすい可能性があるため、選定は「有」とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高層建築物等を建設した場合に起こる局地的な風向風速への影響を風害と考慮しており、強風による建物の安全面への影響は環境影響評価項目ではありません。ただし、建物の設計時には、風強度を考慮します。</li> </ul>

表 8.1.1(12) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

3. 事業計画に反映した環境配慮の内容		
	住民からの意見	事業者の見解
【4-2 動物、植物、生態系】	<ul style="list-style-type: none"> <li>言葉だけの「グリーン」や「ウォーター」ではなく、緑地確保の数値目標、生物多様性の確保について言及すること。</li> <li>グリーンテラスゾーンやウォーターワールドにどのような生物が生息・生育できるのか明らかにすること。土地利用や施設の検討にあたっては、生物多様性の拠点となるべき自然環境の整備に配慮し、普及啓発活動にも努めること。絶滅危惧種の保全、種数や個体数の維持目標など、保全目標を具体的に設定すべき。</li> <li>「会場内にはグリーンワールドやウォーターワールドを整備し、自然環境の整備に配慮します。」のコメント自体、自然環境が整備できるという矛盾したことを言っている。整備できるものは人工物であって自然物ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、会場整備計画の具体化に際しては、陸域動植物及び生態系の現地調査結果等を踏まえ、緑地や水面確保等、生態系に配慮した会場整備の検討を行います。</li> <li>陸域動植物及び生態系の環境影響評価結果は準備書第5章、環境の保全及び創造のための措置は第6章に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の騒音だけでなく、工事中の照明や開業中の騒音や夜間照明について、動物（鳥類、魚類等）への影響が生じないよう配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸域動植物及び生態系の現地調査結果も踏まえ、工事中の照明や開業中の騒音や夜間照明に関する配慮は、準備書第6章に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪湾沿岸部ではもっとも渡り鳥の種類と数が多く訪れている夢洲の自然環境を考慮し、干潟の造成、砂浜や湿地、チュウヒなど葦原の生きものにも配慮した自然再生に配慮すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸域動植物及び生態系の環境影響評価結果は準備書第5章、環境の保全及び創造のための措置は第6章に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>夢洲にはシギやチドリなど渡り鳥がやってきます。環境に配慮した事業にしてください。どのように配慮したのか詳細に説明してください。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>スナメリの生息環境に配慮した事業にしてください。どう配慮したのかを詳細に説明して下さい。</li> <li>スナメリ等の行動に影響が及ぶ可能性があるため、海域動物への環境影響要因に建設機械の稼働を選定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となりました。</li> <li>海域動植物や水質の現地調査を実施する際に周辺海域を観察しましたがスナメリは確認されませんでした。</li> <li>本事業においては、海域における工事作業は予定しておらず、陸上における建設機械が海域へ与える影響は小さいと考えていますが、可能な限り低騒音、低振動の建設機械を採用する等配慮します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪湾は、自然環境を取り戻す市民運動がわきおこり、次第に生き物の回復が見られる様になって来ている。このような自然再生に向けた営みの蓄積と、これに応える生き物についての評価を万博の開催を通じて育てゆく視点を取り入れて欲しい。自然環境の現況と潜在性を把握し、保全と復元のための方策を策定して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸域及び海域の動植物、生態系を対象に、既存資料調査、現地調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書第5章に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系調査、生態系サービスの可能性を調査、生物相を詳細調査し、保護すべきものを明らかにして欲しい。万博後の自然再生を念頭に、会場を整備する際の工夫などで保護すべきものを明らかにして欲しい。</li> </ul>	
【4-4 自然とのふれあい活動の場】	<ul style="list-style-type: none"> <li>「緑地空間、親水空間等を整備し、自然とのふれあいの場を意識した空間の創造を図る。」について、創造によるものは自然「もどき」であることを理解すべきであり、これを「自然」と表現し来訪者に伝えるべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いただいたご意見を参考にさせていただきます。</li> </ul>

表 8.1.1(13) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

3. 事業計画に反映した環境配慮の内容		
	住民からの意見	事業者の見解
【6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動について、会場内での温室効果ガスの排出抑制等しか検討されておらず、あまりにも不十分です。</li> <li>・「海洋・雪氷圏特別報告書」を踏まえ、地球温暖化の影響および対策も検討すべき。</li> <li>・「会場内での一部エネルギー自立化に向けた検討など温室効果ガスの排出抑制のための検討をしていく。」ではやるのかやらないのか全然はっきりしない。テーマを鑑みて、検討を経て「実行する。」と明記すべき。</li> <li>・「会場全体のエネルギー消費は効率的に管理できるように検討していく。」は曖昧である。「～管理できるようにする。」と明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場内の排出抑制のみならず、資材等の運搬における輸送効率の向上等を図ることや、排出ガス性能の良い建設機械を使用する等、温室効果ガスの排出抑制を図ります。また、パークアンドライドを導入し来場者交通に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の削減を図ります。また、2021年6月に公表した「EXPO 2025 グリーンビジョン」に沿って脱炭素社会の実現に資する様々な技術実証・実装事業を実施していきます。</li> </ul>
【6-2 廃棄物、残土】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場施設の構成材料には施設解体後のリサイクル、リユースを意識した配慮を行う方針となっている。これは、世界で最も進んだ循環型社会を構築している日本の取り組みを世界に紹介するための非常に重要な配慮事項であり、この方針を維持するべき。</li> <li>・なお、このような環境配慮に際し、関連する国内外の規格があるものについては当該規格に準拠する必要がある。例えば、鉄鋼製品については、ISO 20915 規格、JIS Q 20915 が発行されており、リサイクル効果を含めたライフサイクル全体での環境影響評価が求められている。</li> <li>・事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。また、残土の発生抑制に努めること。</li> <li>・会場建築物の構成材料には、認証を有するリサイクル素材や、リユース・リサイクル可能な部材を積極的に活用するとともに、解体物については徹底した 3R に努める。また、撤去する機械設備についてもできる限り再利用を検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築の設計段階からガイドラインを策定することで資材のリサイクルを推奨するとともに、工事の実施にあたっては廃棄物の発生抑制・減量化、リサイクル等について適切な措置を講じます。</li> <li>・建築物の部材については、認証や認定を受けたリサイクル部材や、リユース・リサイクル可能な部材を活用する等、徹底した 3R (Reduce, Reuse, Recycle) に努めます。</li> <li>・事業活動により生ずる廃棄物については、3R の徹底等により廃棄物排出量の削減に努め、残土についても発生抑制に努めます。</li> </ul>

表 8.1.1(14) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

4-1. 環境影響評価の実施を予定している区域	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通渋滞やそれに伴う大気汚染、野鳥などの移動範囲などを考慮し、評価項目に応じて範囲を柔軟に設定すること。</li> <li>・大気汚染の調査評価地域には、西淀川区、大正区を必ず加えるべき。そしてできれば、浪速区、西区、北区、中央区、福島区なども追加すべき。可能なら、全大阪と堺市を加えるべき。</li> <li>・環境アセスメントは、開催地の夢洲島内だけでなく、交通や廃棄物処理などでは影響を及ぼす大阪市内や現行の廃棄物処理量をも考慮した地理的な範囲を広く視野に入れた形で行われることを望みます。(大阪市民の日常生活への影響予測と評価。大阪市内の道路交通量の増加による市内の大気汚染への影響予測と評価。開発時、開催時における廃棄物の増加に伴うごみ焼却量の増加に伴う、大阪市及び周辺都市のごみ処理場に対する影響予測と評価。)</li> <li>・対象範囲として、不十分と感じます。ミラノ博では、持続可能性アセスメントとして、会場周辺に限定せず、開催市をふくむ州全体が対象に行われました。ぜひ、そのような先例にまなび、発展させる環境影響評価をおこなってください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染、騒音、振動等、関連車両に伴う影響については、車両台数が集中し影響が予想される此花区、住之江区、港区を設定しました。</li> <li>・野鳥等については、生息可能な地域と事業による影響を勘案して事業計画地及びその周辺として夢洲、舞洲を設定しました。</li> </ul>

表 8.1.1(15) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

4-2. 環境評価の項目、調査、予測及び評価の手法	
(1) 大気質	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>湾岸周辺 5 区の大気汚染の状況をアセスしてください。夢洲と内陸をつなぐ道路輸送ルートは 2 本のみ。そして臨海 5 区(西淀川、此花、港、大正、住之江)の高速道路や幹線道路によって関西や全国につながる。IR カジノ・万博によって発生する交通量に応じて臨海 5 区の自動車交通量が增大し、自動車排ガス汚染負荷が増大する。大都市比較統計年表 2016 によれば、臨海 5 区は大型車交通の割合が高く NO<sub>2</sub> や PM2.5 などの自動車排ガス汚染に見舞われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染、騒音、振動等、関連車両に伴う影響については、車両台数が集中し影響が予想される此花区、住之江区、港区を設定しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染の調査箇所を増やしてください。今回の万博の理念から見ても、大気汚染の被害についての調査を綿密にすべきです。方法書によると、調査箇所は、一般環境 1 地点、沿道環境 3 地点とありますが、各区で 1 地点での調査はあまりにも少ないのではないのでしょうか。1 地点でよいと判断した理由を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の一般環境調査については、施設の供用及び建設機械の稼働に係る影響について予測、評価を行うため、夢洲の会場予定地内に 1 地点を設定しました。また、沿道環境調査については、施設関連車両の走行及び工事関連車両の走行に係る影響について予測、評価を行うため、3 地点で現地調査を実施しました。また、一般環境大気測定局 2 地点(此花区役所及び南港中央公園)のデータも活用し予測、評価を行いました。なお、予測地点は、車両が走行する可能性が高いルート付近で保全対象施設が存在する地点において実施しました。これらの内容は、準備書第 5 章に記載しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>万博と I R の 2 事業によって夢洲で深刻な交通集中と大気汚染公害が懸念されます。ところが夢洲内の観測地点は一般的な観測地点が一か所、沿道観測地点は皆無です。増やす必要があるのではないですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の調査は、会場予定地及びその周辺の主要な走行ルートの現況を適切に把握できる地点で実施しました。大気質の予測、評価は、多くの環境影響評価において適用された実績のあるモデルを採用し、影響が最大となる時期を対象として実施し、これらの内容は、準備書第 5 章に記載しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテナヤードに停泊する船舶からの排煙、コンテナヤードに搬出入する大型車からの排気ガスなどを重視し、それらの影響を的確に補足できるように、観測地点を選定すること。また、拡散モデルだけではなく、二酸化窒素簡易測定法を利用して舞洲内の大気の挙動を実測し、メッシュ状で把握すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事中の船舶の影響や、来場者の船舶輸送による影響も考慮して大気質の予測評価を行い、準備書第 5 章に記載しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶や港湾活動の影響調査評価も必要。船舶に対する排ガス規制は陸上工場や自動車に比べて大きく遅れており、周辺大気汚染に少なくない影響を及ぼしている。湾岸 5 区や咲洲の大気汚染の影響予測では、船舶の影響も含めて分析されるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法は準備書第 4 章、環境影響評価の結果は第 5 章に記載しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車交通、工事中の交通、船舶などからの大気汚染の排出量などを把握する方法を明示されたい</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>発生源のデータ(たとえば自動車交通、工事、駐車場、船舶などからの排出汚染物質とその量、供用時の万博から排出される汚染物質や下水の量、建設解体撤去時の廃棄物、ごみ、土砂の量、電力・燃料使用量など)を把握する方法を明示すべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>PM2.5 の評価をすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PM2.5 の発生原因は、物の燃焼等によって直接排出されるものと、硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、揮発性有機化合物(VOC)等のガス状大気汚染物質が、大気中での化学反応により粒子化したものがあり、今回は、同じ粒子状物質のSPMとNO<sub>x</sub>を予測、評価の対象としており、これらの2物質の抑制が、PM2.5の抑制にも繋がると考えています。</li> </ul>

表 8.1.1(16) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(1)大気質	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>開発前から開発時、開催中、開催後における大気汚染の調査と予測と評価。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業による環境影響評価手続きでは、事業開始前の現地調査も実施し、工事中（建設中及び解体時）及び施設の供用時も予測及び評価を実施し、その結果を準備書第5章に記載しました。また、事後調査の方針を第7章に記載しました。</li> </ul>
(2)大気質・騒音	
<ul style="list-style-type: none"> <li>夢舞大橋、此花大橋で交通渋滞が予測されるので、大気質・騒音の調査地点としてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の沿道環境の現地調査については、舞洲の臨港道路等において実施しました。また、道路交通騒音の現地調査は、此花大橋及び夢舞大橋につながる市道福島桜島線（北港通）及び臨港道路において実施しました。調査結果は準備書第5章に記載しました。</li> </ul>
(3)大気質・水質・地下水等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>夢洲は廃棄物処理場としての機能を持つため各種廃棄物や浚渫土砂等によって造成されている。また、ウォーターワールドゾーンで来場者が水に親しむ場面も想定され、汚染水による健康被害の危険性も予想されることから夢洲全体の大気、地下水質、湧出水質、地盤、土壌汚染の評価を実施すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質については、環境影響評価項目として選定し、環境影響評価の結果を準備書第5章に記載しました。</li> <li>廃棄物処分場である夢洲1区については、大阪市により廃棄物処理法に定める最終処分場の維持管理基準を満たすよう、50cm以上の覆土が行われた後に引き渡しされる予定です。会場整備においては、50cm以上の覆土を維持します。また、浚渫土砂及び陸上発生残土により埋め立てられた夢洲2区、3区においては、パビリオンワールド及びウォーターワールドを整備する計画ですが、土壌汚染対策法の区域指定を受けているため、同法を遵守し適切に措置します。なお、パビリオン等の建設にあたっては、夢洲の地盤の状況を調査のうえ、適切な工法の検討を行います。</li> <li>ウォーターワールドの水面については、今後、利用方針を定めていきますが、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮します。</li> </ul>
(4)水質・底質	
<ul style="list-style-type: none"> <li>夢洲内の未埋立地及びウォーターワールドを想定している区域に残存している水辺における水質と底質を調査すること。</li> <li>ウォーターワールドの予定地は、埋立未了地であり、軟弱地盤の上にできたいわば塩混じりの水たまりであって、到底来場者が触れて好ましい水とは考えられない。安全面での予測評価をすべき。</li> <li>ウォーターワールドは、「来場者が水にふれることができる広場の設置やイベントを行うこと等を検討」とあります。しかし、夢洲は廃棄物処分場です。健康への影響はないと断定できません。働く労働者、計画にも十分な留意が必要です。安全性への詳しい調査も必須です。</li> <li>水質調査で底層溶存酸素（底層D0）の測定が必要。底層D0は水質や生態系に大きく影響。底層D0の環境基準が設定されている。とくに夏季の底層D0の低下が心配。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウォーターワールドの水面については、今後、利用方針を定めていきますが、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮していきます。また、事業計画を踏まえ、必要に応じて内水面の水質調査を実施します。</li> <li>方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となりました。</li> <li>なお、水質の調査結果については準備書第5章に記載しました。</li> </ul>

表 8.1.1(17) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(5)地下水	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染井戸周辺地区調査は事業計画地周辺では実施されていない(42 ページ) ことと、「ウォーターワールド」に設けられる水辺への漏出が懸念されることから、地下水の調査を実施すること。</li> <li>地下水および土壌の両項目「施設の利用及び工事中において、地下水汚染の原因となる有害物質の使用がないことから環境影響評価項目として選定しない。」とされているが、ここは廃棄物の埋立処理場である。工事での杭打設その他で生じる振動等によって有害物質を含む埋立地の軟弱地盤が締め固められ、有害物質がしみだしてくることが考えられる。地下水等の状態を監視すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウォーターワールドの水面については、大屋根によって囲まれる三日月状の水辺空間を水上イベントを始めとした親水空間での様々な活動に利用する方針ですが、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮していきます。また、事業計画を踏まえ、必要に応じて内水面の水質調査を実施します。</li> <li>廃棄物処分場である夢洲1区においては、交通ターミナルやイベント広場を含むグリーンワールドを整備する計画です。</li> <li>夢洲1区を含む会場については、大阪市により廃棄物処理法に定める最終処分場の維持管理基準を満たすよう、50cm以上の覆土が行われた後に、引き渡される予定です。会場整備においては、50cm以上の覆土を維持します。</li> <li>夢洲2区、3区の会場については、パビリオンワールド及びウォーターワールドを整備する計画ですが、土壌汚染対策法の区域指定を受けているため、同法を遵守し適切に措置します。</li> </ul>
(6)土壌汚染	
<ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質の使用はないとしても、廃棄物処分場として埋設させている。簡易構造の施設であっても表土から50cm以上の掘削を行う可能性がある。施設計画の具体化に伴って調査を実施すること。</li> <li>台風等の風水害は埋め立て土壌への影響をだします。そこで、埋め立て土壌の有害物質、汚染物質の内容、量を明らかにすることで、環境影響を予測することが必要だと思います。</li> <li>夢洲はゴミの最終処分場です。土壌の汚染が心配です。そんな場所に世界中から人が集まる施設を作るのでしょうか。噴水の水は汚染水を含むのでしょうか。</li> <li>他地域に無い汚染物質として、福島第一原子力発電所から排出された放射性同位元素を含む瓦礫を運んできて焼却しその残灰を埋め立てたはずなので、そこからの放射線および放射性同位元素の漏出についても調査すべき。</li> <li>万博会場の土壌調査を行い、そのデータに基づく影響を評価する必要があります。1区の一般廃棄物最終処分場には、約27年間に及ぶ大阪市域の焼却灰や飛灰など、有害化学物質が混入するものが1000万トン近く投棄されています。その処理水は、排水基準が守られていると言えます。人々が触れて安全と言える状態ではありません。</li> <li>2019年12月段階でも、泡を吹いて流れ出す処理水が、万博会場に浸み込んでいます。これに、土をかぶせて何事もないように繕っていくことは許されません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夢洲1区を含む会場については、大阪市により廃棄物処理法に定める最終処分場の維持管理基準を満たすよう、50cm以上の覆土が行われた後に、引き渡される予定です。会場整備においては、50cm以上の覆土を維持します。</li> <li>ウォーターワールドの水面については、大屋根によって囲まれる三日月状の水辺空間を水上イベントを始めとした親水空間での様々な活動に利用する方針ですが、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮していきます。</li> <li>夢洲2区、3区の会場については、パビリオンワールド及びウォーターワールドを整備する計画ですが、土壌汚染対策法の区域指定を受けているため、同法を遵守し適切に措置します。</li> <li>夢洲1区においては、岩手県宮古地区より受け入れた災害廃棄物(木くずを中心とする可燃物)の焼却灰が埋立てられています。処分地における空間線量率等については、大阪府、大阪府が実施している調査において、受入前とほとんど変化がなかったとの結果が公表されています。この旨準備書第2章に記載しました。</li> <li>夢洲1区の廃棄物処分場からの排水(いわゆる浸出水)は、万博会場外にある既設の排水処理施設において処理されています。この放流水は、定期的な分析により、法の排水基準への適合が確認されています。</li> <li>夢洲2区、3区の会場については、パビリオンワールド及びウォーターワールドを整備する計画ですが、土壌汚染対策法の区域指定を受けているため、同法を遵守し適切に措置します。</li> </ul>

表 8.1.1(18) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(7)地盤沈下	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接区の観測水準点 33 地点のうち 28 地点で沈下が観測され、最大-1.23cmの変動量があった(45頁)ことから、夢洲内での地盤沈下の現状については調査し、「恒久的な建造物を建設する可能性もある」(7ページ)場合にはその影響を把握できるようにしておくこと。</li> <li>地盤沈下が生ずるような行為はないとして、評価項目からのぞいています。隣接区でも、沈下は確認されています。調査項目にいらしてください。</li> <li>夢洲の地層と地盤強度について厳密な評価を求めます。</li> <li>万博建設予定地である夢洲2区における急速施工による、土地造成及び地盤改良工事後の地耐力の正確な評価を求めます。</li> <li>夢洲3区の地盤強度の掌握と厳密な評価を要請します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、夢洲では地盤沈下状況について定点観測が行われていますが、本事業の実施にあたっては継続した観測を行う予定です。</li> <li>パビリオン等の建設にあたっては、夢洲の地盤の状況を調査のうえ、適切な工法の検討を行います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「地下水位の低下による地盤沈下が生ずるような行為はないことから環境影響評価項目として選定しない。」とは驚くべき判断である。地盤沈下は地下水位の低下だけで生じるのではなく荷重積載によってもあるいは地盤自身の自重によっても圧密沈下する。この場所よりもはるかに優良な土砂を投入して埋め立てた関西新空港でも、絶えず生じる地盤沈下に悩まされていることを思えば、この廃棄物処理場の不均等な埋め立て地である舞洲で地盤沈下を環境影響評価に含めないというのはとんでもないことだと思う。しっかりと測定を継続してその影響を監視すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立てによる圧密沈下は、本事業における影響ではないことから地盤沈下については環境影響評価項目に選定していませんが、パビリオン等の建設にあたっては、夢洲の地盤の状況を調査のうえ、適切な工法の検討を行います。なお、現在、夢洲では地盤沈下状況について定点観測が行われていますが、本事業の実施にあたっては継続した観測を行う予定です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な建造物を建設することが、夢洲の地盤沈下を深刻化させないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>夢洲の地層と地盤強度について不同沈下だけでなく圧密沈下も含む厳密な評価を求めます。</li> <li>第3区(会場予定地)の盛土の種類は、浚渫土砂と建設残土です。粘性土が中心の場合、地震動が増幅されるため地震動で大きな被害が発生するとされています。また、粘性土は圧密沈下するため、高く盛土をしても時間がたてば沈下し、不同沈下が想定されます。</li> <li>大阪市(港湾局)の見解では、造成は可能といいながら2025年時点すなわち万博開業時の地盤強度は「予測できない」としているが、これは土地について保証をしないということではないか。これでは安全性を担保しているとは言えない。</li> <li>また、夢洲2区において施工中の夢洲2区土地造成工事(工期2019.3.22~2034.3.31)の工事契約仕様書によると、施工業者が2023年度に会場建設に引き渡すとすると、地盤改良部の圧密期間は1年間となる。関西国際空港島の例を見るまでもなく、圧密沈下は10年以上の長期にわたって進行し続けています。</li> </ul>	

表 8.1.1(19) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(8) 廃棄物	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>開発から開催、開催後までを含め、循環型社会の先進的な取り組みに相応しい廃棄物対策の具体的な提示を行うべき。</li> <li>本方法書では、事業活動が開発・建築並びに撤去時にしか廃棄物が出ないともとれる定義がされている。また、その対策についても抽象的で一般的な手法しか述べられておらず、具体的な技術や博覧会にふさわしい先進的な取り組みへの意欲が見られないが、博覧会の開催期間中に見込まれる来場者や博覧会時の期間労働者等を含む夢洲滞在者が排出する廃棄物についても考慮すべき。</li> <li>開催期間中に発生するごみを島外に搬出することによる大気汚染、輸送コスト、また処分後の輸送などを考えると、島内でのごみの減量、リユース、あるいはごみを出さず、また洗浄による水質汚染などの回避など、様々な対策が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施にあたっては、建築工事、解体工事だけでなく、開催中に発生する廃棄物についても環境影響評価を行い、その結果を準備書第5章に記載しました。</li> <li>また、廃棄物対策については、3Rの徹底による廃棄物排出量の削減に努める他、国や府市の最新の施策動向を踏まえた検討を行い、予測、評価結果も踏まえて、準備書第5章に記載しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>夢洲に処分されている廃棄物に関する記載がない。アセスメントの方法の妥当性を判断する前提となる情報であるので、会場となる区画にはどんな種類のものが処分されているのかを記載すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンワールドを整備する夢洲1区においては、廃棄物処分場として、一般廃棄物及び産業廃棄物（広域処理廃棄物焼却灰含む）が埋め立てられています。また、パビリオンワールド及びウォーターワールドを整備する夢洲2区、3区については、浚渫土砂及び陸上発生残土により埋め立てられています。なお、夢洲1区については、大阪市により廃棄物処理法に定める最終処分場の維持管理基準を満たすよう、50cm以上の覆土が行われた後に、引き渡される予定です。会場整備においては、50cm以上の覆土を維持します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>開発時のリサイクル素材の利用や建築廃棄物の減衰とリサイクルやその処理、開催中の残飯等を含む廃棄物のリサイクルや減衰とその処理、開催後の跡地利用における廃棄物への対応など、時間的な範囲を広く視野に入れた形で環境アセスメントが行われることを望みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物について、建設工事中、開催中、開催後の解体工事を含めた環境影響評価を行い、その結果を準備書第5章に記載しました。</li> <li>建築の設計段階からガイドラインを策定することで資材のリサイクルを推奨するとともに、工事の実施にあたっては廃棄物の発生抑制・減量化、リサイクル等について適切な措置を講じます。</li> <li>建築物の部材については、認証や認定を受けたリサイクル部材や、リユース・リサイクル可能な部材を活用する等、徹底した3R (Reduce, Reuse, Recycle) に努めます。</li> <li>事業活動により生ずる廃棄物については、3Rの徹底等により廃棄物排出量の削減に努めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>東京五輪・パラリンピックにむけて新設された競技場では、国産木材が使われた一方基礎工事に必要な裏側では、大量の使い捨て木材が消費されたと知りました。このうち3分の2以上の木材は、熱帯材で、供給地インドネシア東カリマンタン州では、深刻な森林破壊となっています。どのような資材をどのように利用するのか、自然破壊やさまざまな侵害とつながっていないか、の視点から選択してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「大阪市グリーン調達方針」等に準拠し、環境負荷の低減に資する物品を優先して調達することを考えています。</li> <li>建築物の部材については、認証や認定を受けたリサイクル部材や、リユース・リサイクル可能な部材を活用する等、徹底した3R (Reduce, Reuse, Recycle) に努めます。</li> </ul>

表 8.1.1(20) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(9) 気象	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「低層建築物のみを整備する計画であり、風害の発生が想定されない」とありますが、台風などの風害の想定は必要と感じます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮事項の内容の「風害」は、高層建築物等を建設した場合に起こる局地的な風向風速への影響を対象にしています。台風等の安全面での影響は対象外と考えていますが、工事中、開催期間中において、気象等の天候には十分に注意して、甚大な被害の発生が予見される場合は、工事や開催の休止等適宜、適切に対応します。</li> </ul>
(10) 動物・植物	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野鳥の中には建築物の窓ガラスが通過可能であると誤認して高速度でぶつかり、あるいは空中架線や回転する風車の翼に衝突して、死亡あるいは骨折と言った事態に遭遇するものがある。これは施設が存在すること自体に起因するものであるから、動物の項目で施設の存在について影響評価すべき。</li> <li>・大阪府及び民間団体が公表している調査資料に基づき、夢洲で既に確認されている種のリストを資料として掲載すること。大阪府及び民間団体が公表している調査結果を踏まえて、重要種についてはそれぞれに適した調査方法を記載すること。</li> <li>・既存の調査と知見をもとに夢洲の自然環境特性を明らかにしたうえで、環境影響調査の項目、調査、予測及び評価の手法に反映すること。</li> <li>・既存資料の情報量が不十分             <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業予定地周辺に生息生育が予測される動植物リストを作成すること。</li> <li>②環境省レッドリストや「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」での指定状況についての記載が不十分であるため、明記すること。</li> <li>③資料が限定的である。NGOなどの独自調査を含めて広く探すこと。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パビリオン等の建築物の詳細については、今後計画していくこととなりますが、配置の工夫や可能な範囲でミラー性の少ないガラスを採用する等、鳥類の建物への衝突に配慮した計画を検討します。また、電線の地中化により架空線をなくす等配慮します。</li> <li>・既存資料調査は、データの科学的妥当性の観点から、国または地方公共団体による報告書や有識者による確認を経た報告書等を基本としました。市民団体等が公表している資料については、可能な限り現地調査実施前にその内容を確認し、調査にあたって注意すべき種の見当をつけるために使用する等、参考資料としました。</li> <li>・既存資料調査及び現地調査の結果については、準備書第5章に記載しました。</li> </ul>

表 8.1.1(21) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(10) 動物・植物	
住民からの意見	事業者の見解
<p>・鳥類の調査方法について</p> <p>①それぞれの鳥類の生態・行動に適した調査日の設定、既往調査と比較可能な調査地点・方法とすること。</p> <p>②シギ・チドリを調査すること。調査期間・頻度を増やすこと。</p> <p>③貴重種について日周活動を記録して、生息に必要な行動圏を把握すること。短時間でのポイントセンサスやラインセンサスでは、生息に必要な環境の組み合わせを把握できない。</p> <p>④事業による野鳥への影響調査には、野鳥の専門家を加えてください。</p> <p>⑤年間を通しての生物調査を行うこと。挙動調査・日周活動調査を行うこと。</p> <p>⑥夢洲と南港野鳥園及びその周辺がラムサール条約候補地として挙げられるレベルの種・個体数等があることを配慮した調査と対策として検討されるべき。一般的な単なるルート・ポイント・任意調査では見通しが良い場所での量的・面的な鳥類の状態を十分に把握できるものではない。とくに営巣時には、面的な分布を調べ、繁殖数がどれくらいあるかを調べるべき。繁殖期に鳥類への影響を最大限少なくした調査方法を採り、場合によっては新しい調査法を開発すべき。年 5 回の調査は少ないのもっと綿密な調査を行うべき。</p> <p>⑦ルートセンサス調査における確認範囲が通常の両側各 25m では過少評価となる。開放地～海辺向けの調査方法を採用するべき。</p>	<p>・鳥類調査に関しては、既存資料調査を実施するとともに有識者のヒアリングを行い、その結果及び現地踏査の結果を踏まえて計画を作成しています。調査ルート及び調査地点は、夢洲の造成地や草地等の主要な環境と周辺の海域を広く視認できる地点に設定し、調査回数は、四季の調査に加えて鳥類の繁殖期にも設定しました。調査手法は、一般的なルートセンサス及び定点調査（ポイントセンサス）に加えて任意観察調査を実施することにより、夢洲及びその周辺海域に生息する鳥類相を把握することができてきたと考えています。また、現地調査により、希少猛禽類の繁殖は確認されませんでした。コアジサシの営巣が確認されたため追加の現地調査を行いました。環境影響評価の結果は準備書第 5 章、環境の保全及び創造のための措置は第 6 章に記載しました。</p>
<p>・「(仮称) 舞洲駐車場は図 1.2.7 に示す範囲内の現況が裸地、草地または舗装地の箇所を候補に数か所に設置する計画である。」のであれば、これらの土地には春の繁殖期にヒバリなどが営巣している可能性があり、あらかじめ調査する必要があるのではないかと。</p>	<p>・春の繁殖期においても鳥類の調査を実施し、その結果を準備書第 5 章に記載しました。</p>
<p>・動物調査に自動カメラ調査を含めるべき。</p>	<p>・哺乳類調査は、フィールドサイン調査により調査範囲の造成地、草地および人工的な環境を四季ごとに広く調査することに加え、小型哺乳類を対象としたトラップ調査を広い範囲で実施することにより、調査範囲に生息する哺乳類を把握することができたと考えています。調査結果は、準備書第 5 章に記載しました。</p>
<p>・両生・は虫類は 2 月～3 月初旬ごろが適期と思われる卵塊調査もすべき。</p>	<p>・調査範囲には草地等が存在しますが、周囲を海域に囲まれ、大部分が人工構造物や造成地であり、希少な両生類や爬虫類の繁殖に適した清流や里山の様な環境は存在しないため、早春の調査は実施せず、春季、夏季及び秋季に調査を実施しました。</p>
<p>・対象生物に適した調査日を設定すること。</p>	<p>・現地調査にあたっては、既存資料調査により生息可能性がある重要種を想定した上で、各生物種の生息状況の確認に適した手法、時期を設定して実施しました。調査日及び調査結果は準備書第 5 章に記載しました。</p>

表 8.1.1(22) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(10) 動物・植物	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>哺乳類の調査方法にコウモリを対象とした夜間のバッドディテクター等による調査を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地及びその周辺にコウモリ類が飛来する可能性はあると考えられますが、夢洲や舞洲は大部分が造成地や開発された人工的な土地であり、貴重なコウモリ類がまとまって生息する洞穴等は存在しません。このため、現地調査は実施せず既存資料調査による確認を実施しました。その結果、都市域でも多く見られるアブラコウモリが確認されました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>海域動物としてスナメリを調査すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となりました。</li> <li>海域動植物や水質の現地調査を実施する際に周辺海域を観察しましたがスナメリは確認されませんでした。</li> <li>本事業においては、海域における工事作業は予定しておらず、陸上における建設機械が海域へ与える影響は小さいと考えていますが、可能な限り低騒音、低振動の建設機械を採用する等配慮します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>海域動物の調査地点及び範囲が夢洲周辺海域 3 地点であるが、調査地点を増やすべきではないでしょうか。西側のみではなく北側、南側も行うべきではないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となったため、調査地点は方法書で選定した 3 地点としました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>群落タイプ数に合わせた調査をすべき。現存する群落の種類だけでも 5～6 タイプ程度では到底済まないと考えられるから、現地の状況を調べた上でコードラート数を設定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生調査地点は、方法書には現地踏査の結果を踏まえて示しましたが、現地調査において改めて植物群落の分布状況を確認し、夢洲で 29 地点、舞洲で 33 地点のコードラートを設定して調査しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の進展とともに生物生息域が変化するため、工事中の予測においては建設中と解体中でそれぞれ別々に行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市環境影響評価技術指針では、「対象事業等に係る工事の施工中の代表的な時期」及び「対象事業等に係る工事の完了後の適切な時期」に予測することとなっています。本事業では、裸地及び一部に草地が残る状態から実施する建設工事と比較して、解体工事による陸域生態系への影響は比較的小さいと考えられるため、主に建設工事中を対象に予測しました。予測結果は、準備書第 5 章に記載しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業計画地周辺における陸域動物、海域動物の生育・生息環境の創出に配慮していること。」とあるが、どこで実施するか明記すること。コアジサシはじめ、絶滅の恐れのある種については、具体的な種ごとに、影響を及ぼさない方法を明記すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業による影響については、既存資料調査、現地調査結果及び事業計画を踏まえ、現地調査で確認された重要な種に対する予測結果を準備書第 5 章に、環境の保全及び創造のための措置を第 6 章に記載しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>絶滅危惧種については、その繁殖時期の工事は中止するなど具体的に検討、記述してください。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業計画地周辺における陸域動物、海域動物の生育・生息環境の創出に配慮していること。」とはいわゆるミティゲーションを実施することであると理解してよいか。もし実施するならば具体的にはどこが考えられるか。</li> </ul>	

表 8.1.1(23) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(10) 動物・植物	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、動物については多くのアセスメントで「周辺の生息可能な場所に逃避可能であるため影響は無いと考えられる。」という評価がなされてきたが、ここ大阪湾内に置いてそのような生息可能地(代替地)はほとんど無いと考えられる。具体的に高確率で移動可能であることが想定される場所が特定できないかぎり、このようないい加減な評価は厳に慎むべき。</li> <li>・野鳥がいなくなっから、アセスメントをしても値打ちがありません。野鳥の生息に障害となる工事は一時中止し、まず生息実態調査をするべき。</li> <li>・夢洲は「大阪府レッドリスト 2014」において生物多様性ホットスポット A ランクに指定されている。「自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し…緊急かつ意味のある対策を講じる。(ターゲット 15.5)」と矛盾しないか、説明すべき。</li> <li>・「埋立地を活用することによる自然への負荷が少ない」と記されているにも拘らず「大阪府レッドリスト 2014」での「生物多様性ホットスポットの A ランク」である事を認識しているのは矛盾ではないか。現実、すでに急速な埋め立て造成により自然への多大な負荷が確認されている。それに対する検討項目や数値、専門家の所見提示による回答を求む。</li> <li>・「事業計画地周辺における〇〇の生育環境に著しい影響を及ぼさないこと。」と書かれているが、これは事業計画地における著しい影響はあるが許容するという意味か。「周辺」とはどの範囲をいうのか。これを明記すべきではないか。</li> <li>・「表 4.4.4(2) 評価の観点」には「法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。」とあるが、環境影響評価報告書には、具体的な法令名や目標名が書かれておらず、表記が十分とは言えない。生物多様性条約と戦略計画、生物多様性基本法と生物多様性国家戦略、大阪市生物多様性戦略、愛知目標等の条約、法制度、目標について具体的に記載し、これらに従い生物多様性の保全を法制度に従い履行することを環境影響評価方法書に明記すべき。</li> <li>・地象・水象について、貴重な生態系に影響を与えることから選定すべき。</li> </ul>	<p>(見解は前頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業による影響については、現地調査で確認された重要な種に対する予測結果を準備書第 5 章に、環境の保全及び創造のための措置を第 6 章に記載しました。</li> <li>・なお、夢洲の埋立は、大阪市が、瀬戸内海環境保全特別措置法第 13 条第 1 項の規定に基づき、公有水面埋立法により埋立免許を取得した上で実施されています。また、公有水面埋立法に基づき、海面の埋立工事に伴う地形の変化及び土地利用による環境への影響について環境影響評価が実施されています。なお、大阪市による万博会場予定地の土地造成工事に際しては、「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針 (H26, 環境省自然環境局野生生物課)」に基づき、コアジサシの繁殖コロニーが形成されていないことを確認の上で工事が行われるとともに、事例を参考に保全、配慮の対応が計画されています。</li> <li>・方法書においては、大阪市環境影響評価技術指針に従い「事業計画地周辺」と記載していますが、事業計画地を含めて評価を行います。準備書では、「会場予定地、(仮称) 舞洲駐車場予定地及びその周辺」等の記載に修正しました。</li> <li>・評価にあたっては、関係する法令や計画、制度を踏まえ実施しました。</li> <li>・調査により確認された種について、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」「環境省レッドリスト 2020」「大阪府レッドリスト 2014」等を基に希少種の選定を行うとともに、調査地域の生態系の構造等を解析して生態系を代表する種の選定を行い、影響を予測、評価し、その結果を準備書第 5 章に記載しました。</li> <li>・大阪市環境影響評価指針において、地象は地形、地質が、水象は潮流や潮汐等が対象とされています。本事業では大規模な土地の改変や潮流等に影響を与えるような行為は行わないことから環境影響評価項目として選定していません。生物の生息環境への影響については、動物、植物、生態系の項目において評価し、その結果を準備書第 5 章に記載しました。</li> </ul>
(11) 景観	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3D-VRシミュレーターを使って、施設計画の熟度に合わせて、任意の場所から景観評価ができるようにすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観の予測、評価にあたっては、現況の写真に将来の建物計画を合成したフォトモンタージュの作成により、視覚的に予測することで影響の有無を判断できると考えています。この手法は環境影響評価では一般的に使われている手法となります。フォトモンタージュによる景観の予測結果は、準備書第 5 章に記載しました。</li> </ul>

表 8.1.1(24) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(12) 自然とのふれあい活動の場	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>自然とのふれあい活動の場について項目を設け、釣り人の動向を把握すること。</li> <li>自然とのふれあい活動の場に土地の改変・解体を選定すること。周辺海域では釣り人に利用されている。建設工事中の排水による濁りの影響が考えられることから環境影響評価項目として選定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然とのふれあい活動の場に係る調査地点については、方法書における大阪市環境影響評価専門員会により問題ないとされています。</li> <li>各地点の利用状況についても調査し準備書第5章に記載しました。</li> <li>本事業では、不特定多数の方が自然とふれあうことのできる場所の改変は行わないため、自然とのふれあい活動の場として「土地の改変・解体」を項目選定していません。ただし、(仮称)舞洲駐車場予定地については、土地の改変が考えられたため、項目選定しましたが、検討の結果改変は行いません。なお、工事中の排水による濁りの影響は水質の環境影響評価項目として選定しており、調査、予測及び評価の結果を準備書第5章に記載しました。</li> </ul>
4-3. 評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。」と書かれているが、環境への影響を”最小限にする”とはすなわち工事を一切行わないこと以外にはない。「環境への影響をなるべく少なくする」というのが正しい表現ではないか。</li> <li>評価については、「影響はない」と抽象的に記述するのではなく、「影響はあるが、〇〇なので問題ない」と数量的に記述してください。</li> <li>会場地までの交通アクセスについては、建設中だけでなく事業開催中も多くの利用が想定される。また、開発時から開催、開催後に至って交通利用がどのように変化・推移するかを見極めた総合的な環境評価を求めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市環境影響評価技術指針に則り、環境保全の目標として、「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。」を設定しています。予測、評価結果については準備書第5章に記載しました。</li> <li>大気質、騒音、振動等の環境影響評価にあたっては、建設、解体工事に係る工事関連車両やシャトルバスによる道路交通量の増加も含めて予測、評価しており、その結果を準備書第5章に記載しました。なお、自動車交通による環境影響を低減するため、自家用車による来場者については、原則、パークアンドライドとし周辺交通量の増加を極力抑えます。また、(仮称)舞洲駐車場予定地を利用する来場者の車両の走行については、ICT等の技術活用により高速道路利用を誘導すること等を検討していきます。</li> </ul>

表 8.1.1(25) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

5. 環境保全及び創造の考え方	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在でもコンテナ輸送車両で、週末・週初めの渋滞が懸念されている中、工事期間中及び万博開催中の大渋滞が物流経済に与える影響は大問題であり根本的な調査、対策が必須と考え、この対策、方針を明記すべきこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車による来場者については、原則、パークアンドライドとし周辺交通量の増加を極力抑えます。また、(仮称)舞洲駐車場予定地を利用する来場者の車両の走行については、ICT等の技術活用により高速道路利用を誘導すること等を検討していきます。</li> <li>・大気質、騒音、振動については工事期間と施設供用期間のそれぞれについて予測、評価の対象として、交通量、大気質、騒音の現地調査によって現状を把握し、バックグラウンド値へ反映させた上で本事業に伴う影響について予測、評価を実施しました。環境影響評価の結果は、準備書第5章に記載しました。</li> <li>・動物、植物、生態系への配慮については、既存資料調査及び現地調査の結果を踏まえて対応を検討しました。</li> <li>・予測及び評価は、現地調査で確認された貴重な動物、植物を対象としており、その内容については、準備書第5章に記載しました。</li> <li>・陸域動物、植物及び生態系の環境影響評価結果は準備書第5章に記載しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通アクセスについて、現在の物流アクセスに開発時の建築土木で見込まれる交通量とそれに伴う大気汚染、開催時における観客と会場に必要な物流等を含めた時系列的な交通アクセスの予測と評価を実施すること。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物・植物への配慮について、「現況の生物の生息状況の把握に努め、必要に応じて生息環境に及ぼす影響を低減するよう配慮する。」とは具体的にどのようなことか。また、生息環境に及ぼす影響を低減するのはいいことだが、生息そのものに対する影響は低減してもらえないのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物、植物、生態系について、現況の生物の生息状況の把握に努め、必要に応じて生息環境に及ぼす影響を低減するよう配慮するとあるが、河口域特有の自然の保全は、これまでの自然破壊に対する責務であり、自然との共生を盛り込むべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放水域及び浅い水辺を工事期間、大会期間、その後の活動期を通じて生き物の生息場所として確保し、万博およびIRを大阪湾の生物多様性創出の一助の機会とし、その後の環境共存型万博のモデルケースとなるよう務めること。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的に生まれた環境に新たに発見された生物たちを奇価として、生物多様性資源として活かし、環境共存型万博としてグリーンツーリズムの振興を図ること。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地において、人間のための樹林帯は最小限とし、ヨシ原や自然草地などの生態系復元により寄与の大きいものとして確保していただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢洲の価値は高く南港野鳥園と相補的に機能する自然環境として維持できることを望みたい。</li> </ul>	

表 8.1.1(26) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

<p>本事業に係る環境の保全及び創造の見地以外の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場計画のトイレは、ジェンダーフリーの誰もが自由につかえるトイレも必要と感じます。</li> </ul>
<p>○ 夢洲を、本来の目的である廃棄物処分場として、活用し続けられるようにするべき。そして埋立て完了した土地は災害廃棄物などの緊急対応用地として温存すべき。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夢洲計画の担当局では、仮に万博が開催されたとしても、終了後は、元の最終処分場として再開するとされており、大いに評価この考えを市全部局で共有してほしい。</li> <li>・大阪市域で発生する膨大な災害廃棄物の処理場として夢洲は有益。</li> <li>・現在工事を急いでいる万博・IR等の開発工事は、主客転倒。夢洲の有効活用とは、最終処分が終了した段階で検討されるべき。</li> <li>・大阪市民が今後、10～20年使えるごみの最終処分地に、税金を使って購入した土砂で埋め立てる理由および、新島フェニックスとの関係を説明ください。</li> <li>・夢洲を処分地として延命化を図るべき。</li> <li>・建設残土・浚渫土砂の廃棄場所の代替場所はどうなるのでしょうか。新たな埋め立て地や陸上の代替場所についても、それらの候補を決めて、同時に環境アセスをする必要がある。</li> <li>・「会場予定地がある夢洲の西側の一部は大阪市の最終処分場として、ごみ焼却灰等を受け入れており、受入最終年度は2025年度である。」「大阪湾フェニックス計画に参入し」とあります。このような本来の目的から外れる大きな変更にも異議あり。変更の計画について、さらに詳しく明らかにしてください。</li> <li>・夢洲は高水準のコンテナ物流拠点として活動中です（東側）。西側の廃棄物処分場も同じです。それぞれの本来の役割は今後どのような影響をうけるのか。</li> <li>・大規模災害等に対し、仮置き場および最終処分地の重要性からも、夢洲を開発して良いのか。「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画」への影響はないか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震で想定される津波に対する護岸の安全性、また、埋め立て土壌における化学物質の安全性について、調べてください。</li> <li>・大阪湾の夢洲は南海トラフ巨大地震による津波、スーパー台風による高潮などの災害が懸念されている。万博の性格や事業計画とも関連して、こうした災害リスクに関わる影響評価項目も加えるべき</li> </ul> <p>※複数の同様の意見あり。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化指数15以上の夢洲における液状化に対する安全性の検証を求める。</li> </ul> <p>※複数の同様の意見あり。</p>
<p>○巨大地震に対して避難対策を明らかにする必要がある。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一昨年末に中央防災会議で決定されたことが、大阪府、大阪市では、その対策方針は、まだ出ていないが、この万博については海外から多数の顧客が来るので、特別に検討すべき。</li> <li>・自然災害また、火災や急病発生などの対応についても、専門家の協力をえて方法書をつくりなおし、計画中、開催中、開催後も検証し、記録に残し教訓とすることが必要です。</li> <li>・滞り者およびビジターの安全確保と言う立地条件を満たすことが出来ない事になれば世界中から批判を受けることは必至。</li> <li>・咲洲エリアにはリザーブ用地が残っており、夢洲を埋め立てる膨大な予算と時間また自然災害による人命の大切さを危険から避けるためにも咲洲エリアが万博予定地としてふさわしいと考える。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「周辺地域の気象に影響を及ぼすような大規模建造物」はないものの、海上都市であることから、暴風雨や高潮、津波などの周辺からの影響を把握できるようにしておくこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢洲、舞洲には学校、病院はない、とあります。急病、事故等にそなえた医療施設への搬送確保は重要です。地図上（P30）で近い、大阪みなと中央病院、さらに離れた多根第二病院は、ふだん近隣住民でいっばいの状況ではないのでしょうか。救急体制は確保できるのでしょうか。地図上だけでない準備が必要ではないのでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢舞大橋は浮体橋なので工事車両の通行量には制限があると思われるが、工事からの必要交通量を通過可能なのか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の国際博覧会でも、さまざまな電子機器を利用されるでしょうが、紛争地のは選ばないという選択をおこなってくださるよう、おねがいます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価方法書に関する意見の縦覧は、なぜ、6地区のみだったのでしょうか。どの区でも縦覧できて、市民が多様な意見をつたえられる工夫をしてほしい。市長、知事は、意見募集をおこなっていることをもっとアピールする必要を感じます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・万博関連の環境影響評価は、IRの環境影響評価と一体で進め審理されること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥類の専門家を臨時であれ環境影響評価専門委員会に加えること。</li> </ul>

表 8.1.1(27) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

<p>本事業に係る環境の保全及び創造の見地以外の意見</p> <p>○ 海面埋立にあたっての環境保全への配慮</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「公有水面埋立法」の規制により環境保全を行うとする海面埋め立ての原則に反している。</li> <li>・「瀬戸内海環境保全基本計画」「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」にある通り、「海面の埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮することとし、環境影響を回避・低減するための措置が講ぜられていること」「特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育・海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。」とあります。これらに対し実施する措置を回答ください。</li> <li>・北港テクノポート線延伸工事と夢洲駅建設の安全性についての検証を求めます。</li> </ul> <p>・開催地、大阪市での見過ごせない諸問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人権博物館の存在が危ぶまれていることなど。</li> <li>②朝鮮学校の無償化対象除外</li> <li>③障がい児童、外国ルーツの子へのサポート不十分。学校現場での日の丸・君が代の強制。</li> <li>④大阪市の廃止</li> </ul> <p>・万博の隣接地でカジノを含む IR が計画されていることを博覧会協会は認めるのか。さらに大阪府・市は、万博の跡地を IR カジノの拡大を目論んでいる。このような計画を認めることは、明らかに SDGs に反すると思う。</p> <p>・大阪府知事・大阪市長が「万博とカジノはセット」と度々明言されています。SDGs と IR カジノは矛盾しないか。考え方、立ち位置をしっかりと説明すべき。</p> <p>・そもそも、夢洲で IR を誘致する上で万博を開催することになったのだから、方法書の開催場所選定経過の記述は誤りである。</p>
--

### 8.1.2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく、2025年日本国際博覧会環境影響評価方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、表8.1.2(1)、(2)に示すとおりである。

表 8.1.2(1) 方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
全般的事項	
<p>1 事業計画について</p> <p>本事業は、国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)が達成される社会をめざしていることから、事業計画の検討にあたっては、その個別目標の達成に向けた具体的な取組内容を明らかにすること。</p>	<p>大阪・関西万博では開催の意義の1つとして、「SDGs達成・SDGs+beyondへの飛躍の機会」を掲げており、公式参加者に対しては、サブテーマである3つのLives (Saving Lives, Empowering Lives, Connecting Lives)から1つ以上を選択するとともに、SDGsの掲げる17の目標のいずれか1つ以上に取り組むことを求めることとしています。</p> <p>また、大阪・関西万博の開催前から大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するため、多様な参加者が主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げていくことを目指す「TEAM EXPO 2025」プログラムを推進します。</p> <p>なお、環境や社会への影響を適切に管理できるよう、ISO20121への適合を視野に入れて、イベントの持続可能性を管理するシステム(Event Sustainability Management System, ESMS)の導入を検討しています。</p>
<p>2 交通計画について</p> <p>開催期間中には、自動車交通量の増加による環境影響が懸念されることから、ICTの活用による移動の最適化や他の交通機関の拡充等により、その影響を可能な限り低減すること。</p>	<p>大阪・関西万博の想定来場者数2,820万人の円滑な来場を実現するために、鉄道・道路・海路・空路等の既存交通インフラを最大限活用したアクセスルートを計画しています。</p> <p>各アクセスルートのバランスのとれた利用を図るため、ICTを活用し、適切なルートや混雑状況等の情報を提供します。また、(仮称)舞洲駐車場の利用については原則事前予約制を導入します。</p> <p>さらに、関係機関・事業者等と連携して、大阪府内の企業へ時差出勤やテレワーク活用の呼びかけ等によりピーク時間帯の交通負荷の軽減を図るとともに、大阪メトロ中央線の輸送力増強、鉄道やシャトルバスの乗換利便性向上により混雑の抑制に努めます。</p>
水質・底質	
<p>排水による影響は、恒流等の流れにより放流口から南側に及ぶことが想定されることから、当該海域における流向・流速について、既存資料の収集に努めるとともに、必要に応じて現地調査を追加で実施するなど予測精度の向上を図ること。</p>	<p>夢洲周辺海域の流向・流速の把握に際しては、当該海域の流況の特性を把握して精度の向上を図るため、既存資料を参考にするとともに、現地調査地点は方法書に記載した2地点に加えて南側に1地点を追加しました。水質に関する調査、予測及び評価の結果は準備書第5章に記載しました。</p>

表 8.1.2(2) 方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
<p>廃棄物・残土</p> <p>開催期間中には多くの来場者が見込まれること、撤去を前提とした事業であることから、建設から開催中、解体・撤去に至るまでのライフサイクル全体における廃棄物の削減について、過去の博覧会を上回る目標を定め、最新技術の導入等による先進的な取組を検討すること。</p>	<p>大阪・関西万博では、建築の設計段階からガイドラインを策定することで資材のリサイクルを推奨するとともに、工事の実施にあたっては廃棄物の発生抑制・減量化、リサイクル等について適切な措置を講じます。また、会期中に発生する廃棄物について、営業施設等での簡易包装や再生可能包装材の使用、来場者へのマイバッグ利用の呼びかけ、可能な限りの分別の推進等により 3R の促進を図ることとしています。</p> <p>準備書では、建設から開催中、解体・撤去に至るまでのライフサイクル全体における廃棄物の発生量・処分量を可能な限り削減できるよう予測評価を行い、その内容を第 5 章及び第 6 章に記載しました。なお、今後、導入を検討している ESMS（持続可能性管理システム）の中で、削減目標を具体化していきます。</p> <p>また、協会では 2021 年 1 月に外部有識者で構成する「未来社会における環境エネルギー検討委員会」を設置し、大阪・関西万博で発信していくべき未来社会における環境エネルギーの姿や、本万博において実証・実装を進めていくべき技術について検討を行っており、2021 年 6 月に、中間取りまとめ「EXPO 2025 グリーンビジョン」を公表しました。本ビジョンでは「4. 核となる技術等の候補」として、食品残さ等からのバイオガス製造技術や生分解性容器のリサイクル及びバイオエタノール製造技術を挙げています。これらについては、今後の情勢の変化や、国や大阪府市をはじめとする自治体の方針を見定めながら、会場内外での実証・実装プロジェクトの具体化に向けて検討を行っていきます。</p>
<p>地球環境</p> <p>気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）における議論や、万博が地球規模の課題に取り組むために世界各地から英知が集まる場であることを見据え、これまでの延長線上にない革新的技術の結集による脱炭素社会の具体像を会場整備の段階から定め、準備書で明らかにすること。</p>	<p>大阪・関西万博における現時点の主な対策としては、建築環境総合性能評価を導入し、仮設建築物であるパビリオンについても、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギー使用の合理化により環境配慮を行った建築物とすることについて検討を進めています。会場内の熱源設備については、地域熱供給を採用し、エネルギーの効率的な利用を行う計画です。また、会場全体のエネルギー消費は効率的に管理できるように検討を進めています。</p> <p>また、協会では 2021 年 1 月に外部有識者で構成する「未来社会における環境エネルギー検討委員会」を設置し、大阪・関西万博で発信していくべき未来社会における環境エネルギーの姿や、本万博において実証・実装を進めていくべき技術について検討を行っており、2021 年 6 月に、中間取りまとめ「EXPO 2025 グリーンビジョン」を公表しました。本ビジョンでは「4. 核となる技術等の候補」として、水素エネルギー等、帯水層蓄熱などの再生可能エネルギー、CO<sub>2</sub> 回収・利用等の各分野に関する技術を挙げています。これらについては今後の情勢の変化や、国や大阪府市をはじめとする自治体の方針を見定めながら、会場内外での実証・実装プロジェクトの具体化に向けて検討を行っていきます。</p>
<p>景観</p> <p>事業計画地である夢洲は、大阪市の景観形成方針に掲げるウォーターフロント景観の形成において重要であることから、調査地点の選定にあたっては、船上から夢洲を眺望した際に、景観への影響が最も大きくなる海上の地点を追加すること。</p>	<p>方法書における景観の調査及び予測地点は、陸上の 4 地点としましたが、クルーズ船からの景観として 1 地点、フェリー航路からの景観として 1 地点、大阪市景観読本におけるベイエリアの主要な視点場として示されるダイヤモンドポイントからの景観として 1 地点の計 3 地点を追加して、調査、予測及び評価し、その結果は準備書第 5 章に記載しました。</p>